
日本テレビ『真相報道 バンキシャ!』 裏金虚偽証言放送に関する勧告

放送倫理検証委員会

委員長	川端 和治
委員長代行	上滝 徹也
委員長代行	小町谷育子
委員	石井 彦壽
委員	市川 森一
委員	里中満智子
委員	立花 隆
委員	服部 孝章
委員	水島 久光
委員	吉岡 忍

目 次

I	はじめに	1
II	審理の対象とした番組	3
	1. 08年11月23日放送のなかの「独占証言……裏金は今もある」	4
	2. 09年3月1日の訂正放送	5
III	『バンキシャ』の制作体制	5
IV	本件放送に至る経緯	7
	1. テーマ設定と募集サイトの利用	7
	（1）不正経理・裏金問題にテーマが決定	7
	（2）募集サイトの活用	8
	（3）情報提供者の応募と電話取材	8
	2. 岐阜県ケースの取材過程	9
	（1）岐阜県庁に対する取材	9
	（2）情報提供者に対する取材	10
	（3）情報提供者が提示した資料	12
	（4）岐阜県庁に対する再取材	14
	（5）情報提供者以外への取材の検討	14
	（6）裏金口座届出住所の解明	15
	3. 山口県ケースの取材過程	16
	（1）山口県庁に対する取材	16
	（2）情報を寄せた男性に対する取材	17
	（3）再取材の指示と追加された取材内容	17
	4. 放送決定をめぐる検討	18
V	本件訂正放送に至る経緯とその内容	20
	1. 本件訂正放送に至る経緯	20
	2. 本件訂正放送の内容	21

VI 誤解を生んださまざまな要因	22
1. みずから抱いた疑問の放置……岐阜県ケース	22
2. 一方的な情報収集……山口県ケース	23
3. テレビ的な「実物」誇示	24
4. 安易な募集サイト利用	24
5. 不正経理と裏金私的流用の混同	25
6. 映像と言葉の調達	26
7. 短い制作日数と2班体制	27
8. 責任体制を空洞化させる組織構造	28
9. 本件訂正放送の曖昧さ	30
VII 結論 —— 勧告	31
1. 検証番組の制作	31
2. 日本テレビの検証結果の公表	31
3. 訂正放送のあり方の検討	32
VIII おわりに	32



別添 委員会の調査内容	35
1. 特別調査チームの設置・構成と調査の手續・方法	35
(1) 特別調査チームの設置・構成	35
(2) 調査の手續・方法	35
2. 委員会の調査内容	36
(1) 関連資料の収集	36
(2) 関係者からの事情聴取（ヒアリング）	36
(3) 情報提供者の裁判の傍聴	37

I はじめに

報道の役割は、この社会で起きていることを広く知らせることである。その仕方には、事実を簡潔に描いたり、事象の核心に焦点を当て、批判的に伝えるなど、さまざまな手法がある。なかでも、重要な事実を他メディアに先駆けて報道するスクープや、隠蔽された事実を入念に取材し、その全体像を伝えようとする調査報道は、マスメディア報道における華といってよい。

報道、とりわけ膨大な視聴者に事実や事象を一瞬のうちに伝えるテレビ報道は大きな影響力を持っている。それだけに報道には正確さが求められる。それは報道される事象や関係者に対するフェアネスのためばかりでなく、報道の仕方によっては、この社会と世界の未来を左右することにもなるからである。一時の狂信に踊ったり、安直な正義感に酔った報道がその後の時代と世の中をゆがめてしまった事例は少なくない。

そのような轍を踏まないために、マスメディア、とくに影響力のある放送局が不断に気をつけておかなければならないことは少なくない。企画力、取材・調査力や判断力の高い記者や制作者の養成はもちろんだが、放送がチームワークで成り立っていることを考えれば、相互の意思疎通をスムーズにするための番組制作システムの構築も欠かせない。とりわけ告発情報に基づくスクープや調査報道は、慎重な裏付け取材が要求されるのであり、こうした蓄積と整備の上で、周到に準備され、満を持すようにして発信されるものであろう。

これらはどれも一社の、内部的課題としてあるだけでなく、世の中の動向を直接的に左右する報道という活動に対する社会からの要請でもある。放送界とそこで働く一人ひとりが真剣に考え、入念に取材し、ていねいに番組を制作してほしい、という期待が画面のこちら側の私たちと社会にはある。

*

日本テレビ放送網は2008年11月23日（日）夕、報道局制作の番組『真相報道 バンキシャ!』のなかで、「独占証言……裏金は今もある」と題し、岐阜県や山口県の職員が関与したとするケース等、4件の裏金や不正経理の問題を取り上げて放送した。

なかでも岐阜県のケースでは、匿名の建設会社役員がVTR出演し、県職員が準備した架空人名義の口座に裏金を振り込んだと証言するなど、県当局を具体的に告発する内容だった（以下、名称や呼称については、日本テレビ、『バンキシャ』、本件放送、裏金口座、情報提供者等という）。

ところが、放送からおおよそ2ヵ月後の09年1月15日、情報提供者が同県中津川市に関わる公金詐欺事件で逮捕・起訴され、拘留中の09年2月27日には、日本テ

レビ関係者と面談し、先の告発証言が虚偽だったことを明らかにした。スクープは一転、全面的に虚報であったことが判明した。

日本テレビはその日のうちに岐阜県に謝罪し、以後、放送に至った経緯を調査するとともに、3月1日放送の同番組内において、放送法に基づく訂正放送（以下、本件訂正放送という）を行った。3月9日、情報提供者は、岐阜県に対する偽計業務妨害の容疑で再逮捕され、『バンキシャ』の制作スタッフも警察から任意の聴取を受けるなど、放送された番組が犯罪の手段とされる事態となった。

こうした動きを受け、3月16日、日本テレビ社長は「(放送に至る)すべての過程に誤りがあった」として辞任した。報道局長の役職罷免と番組の幹部スタッフ4人に対する出勤停止の処分も行われた。また、3月24日に緊急開催された同社の番組審議会では、本件放送に関し、報道局報道審査委員会とコンプライアンス推進室がまとめた内部調査の中間報告（以下、中間報告という。同日の記者会見で配付された資料と同趣旨のもの）が配布された。

中間報告は『バンキシャ』の制作体制、取材経緯等を詳しく述べた上で、「番組に関わった制作スタッフの多くが『取材の基本』を忘れ、情報提供者の話を鵜呑みにして、十分な裏付け取材をしないまま、結果的に事実と反する放送をした」として、「今後も独自の検証作業を継続して行うとともに、BPO放送倫理検証委員会の審理の結果も受けて、再発防止に向けた検証番組を作る」と結ばれている。

*

BPO放送倫理検証委員会は3月13日に開催した第23回委員会において、本件放送と本件訂正放送を収録したDVDを視聴するとともに、日本テレビがそれまでにまとめた調査結果などを手がかりに、一連の経緯を検討した。その結果、放送倫理検証委員会規則第5条「虚偽の疑いがある番組が放送されたことにより、視聴者に著しく誤解を与えた疑いがある」に該当すると判断し、審理入りすることを決定した。

委員会の席上、各委員からさまざまな意見が相次いだ。

- 本件放送は会計検査院が検査・公表した事例と、番組が独自に取材したケースとがごっちゃになり、あたかも全部がスクープのように構成されている。スクープや調査報道を安直に考える態度が、そもそも制作スタッフになかっただろうか。
- 岐阜県ケースの情報提供者には当初から制作スタッフを騙そうとする意図があったようだ。こういうことはそう頻繁にあるわけではないが、番組の制作過程にこうした虚偽情報呼び込んでしまうような隙があったのではないか。
- いったいどういう証言や証拠を集め、どんな裏付けを取って、放送する、という判断をしたのか。現場記者の取材の上手下手はあるにしても、幹部スタッフが最終判断するまでのプロセスに組織構造上の問題はありはしないか。
- 同じく独自スクープと謳った山口県ケースも、漠然とした告発証言だけに頼ってい

るように思われる。どこまで確実な証拠があって、放送したのか。

- 本件訂正放送は、自分たちは騙された被害者なのだと思っているようにも受け取れる。犯罪の手段として使われ、県の業務を妨害する結果となってしまった番組の訂正や取消しとして、これで十分だろうか。

*

委員会は、審理を開始するに当たり、委員会規則第7条に則って、特別調査チームを設置することにした（その構成と活動については、添付資料を参考のこと）。

委員会が特別調査チームを設置するのは、これが初めてである。本件放送の関係者が相当な人数にのぼること、情報提供者が証言したとされる裏金作りの手口や証拠物を検証するに当たっては、それらに関する専門的知識を要すること、岐阜県、山口県など相対する関係者に対するヒアリングも必要なこと等から設置を決めたものである。特別調査チームには複数の委員も加わり、広範な関係者のヒアリングや現地調査を実施した。

上で述べたように、日本テレビは本件放送が虚偽の情報に基づく虚偽の放送であったことが判明して以降、番組の取材・制作に関わったスタッフに対するかなり詳細な聴き取り調査を行っている。中間報告としてまとめられた調査内容は、後日、委員会にも提出された。このように迅速に調査が行われたことに、私たちは放送局の自律性の発動を見たいと考える。不祥事はないに越したことはないが、もし誤ったとき、みずからその原因を広く、深く探り、そこから教訓を引き出し、以後の放送活動に具体的に活かすことこそが、その放送局の経営と番組制作の力を修復するだけでなく、視聴者からの信頼を回復することにもつながると信じるからである。

委員会は、独自に関係者のヒアリング等の調査を行うだけでなく、局の行った調査の中間報告が存在していることをふまえて、委員会の調査結果と中間報告に記されている内容とを突き合わせ、相互の矛盾や見落としがないかも詳しく検討した。

委員会は特別調査チームの活動中にも審理をつづけ、逐次その報告を受けながら討論をかさねた。また、特別調査チームの最終報告を受けてから、さらに2回の委員会で慎重に審理した。

II 審理の対象とした番組

『バンキシャ』は、日本テレビが毎週日曜日午後6時から6時55分まで放送している生放送の報道番組で、2002年10月6日に開始された。番組コンセプトは「3日後の真実を伝える」ことにあるとされ、その意味するところは「毎日のニュースで伝えきれないものや、視点を変えて追加取材をすることで見えてきた事実を伝える」「『番記者』のように徹底的にある事象に食らいついて、その真相をえぐり出す」こと

にあるという。

今回、委員会が審理の対象としたのは、『バンキシャ』の次の2番組である。

1. 08年11月23日放送のなかの「独占証言……裏金は今もある」

午後6時28分頃から約17分間放送されたコーナーであるが、岐阜県と山口県の裏金問題を含む4つの自治体の裏金問題を取り上げており、以下の7つのパートからなる。

①番組キャスターが銀行のキャッシュカードを手にし、『バンキシャ』のスクープです」と始め、「ある自治体の裏金が入っている口座のキャッシュカードの実物です」「いまなお裏金が存在することを『バンキシャ』がつきとめました」「裏金の使い道は大型テレビに乗用車。衝撃の実態をご覧ください」と前振りを行う。

②京都府の裏金の実態として、金庫内の現金、机の引き出しのなかのビール券の映像とともに、職員の「深くお詫びするしかない」との発言を伝えている。

③愛知県が国の補助金を目的外に使用したという不正経理の事案を報じている。図書券、電子レンジ、自転車、カーナビ、椅子、掃除機、ゲーム機付DVDプレーヤーなどの映像を映し出し、県の職員の「裏金といえば裏金といわれても仕方がないかな」「残業のときに温かい物を食べたい」「(カーナビは) あればあったで便利」「掃除機じゃないとなかなか(きれいにならない)」「(DVDプレーヤーは) ゲームとしては使っていない」などの発言を伝えている。

これに対し、「腹が立つ」「憤りを感じている」「ムダ遣い」との市民の怒りの声が紹介される。

④のちに虚偽の証言であることが判明した岐阜県のケースだが、本件放送中でもっとも中心となるパートである。

建設会社役員だという情報提供者がインタビューに答え、「平成20年11月5日、岐阜県土木事務所の担当者に対し、200万円を振り込んだ。架空工事により裏金を捻出し、県から指定された裏金口座に振り込む。県職員個人に車を買ったこともある」などと告発証言を行った。顔にはモザイクがかけられ、ボイスチェンジをし、身元がわからないように加工されている。映像は告発証言の証拠として、先ほどスタジオの番組キャスターがカメラに向かって指し示した銀行のキャッシュカード、裏金口座に振込送金をした入出金記録、裏金口座の残高を示す取引明細票などを映し出す。

つづいて岐阜県職員の「いまのところ(裏金は)ないと考えています。自主的な調査に取り組んでいくということになる」旨の発言を伝える。

⑤山口県のパートで、業者の告発証言を紹介している。『バンキシャ』が行った全国自治体アンケートの山口県の回答(注=裏金がありますかの質問に対し、「ない」と答

えたもの)を映したあと、山口県庁に事務用品を納入していたという業者が「10年前に裏金で大型テレビを買い、県職員の自宅に届けた」などと証言するインタビュー(モザイク・ボイスチェンジをしたもの)を流した。

これに対する山口県職員の「裏金はないと認識しています」との発言も伝えている。

- ⑥裏金が作られる理由として、業者は自治体から仕事が欲しいこと、県には国の補助金を使い切ると、次の年度も予算がもらえるという考えがあること、国は予算が余ることは避けたいと考えていることなど、業者、自治体の知事、元官僚等の発言を通して、裏金問題の土壌となりやすい県と中央官庁の関係を示唆している。
- ⑦スタジオにカメラが切り替わり、2人のコメンテーターが複数年予算の制度改革の必要性や、裏金作りに関して成立しうる犯罪の説明をしたあと、番組キャスターが「国民の納めた血税のこんなあきれた使い方。絶対に許されるはずはありません」ときっぱりと言い、本件放送を締めくくる。

委員会は、虚偽の内容を含む本件放送がどのような経緯で放送されることになったのか、その企画・取材から放送決定までの全過程を調査し、放送倫理上の問題を検証することにした。

2. 09年3月1日の訂正放送

本件放送の4つの自治体のケースのうち、岐阜県の裏金問題について訂正したもので、番組冒頭の1分45秒間を使って放送された。

しかし、その内容は、情報提供者が告発証言を翻したこと、その当の人物が公金詐欺事件で逮捕され、岐阜県からは偽計業務妨害罪で告訴されていることなど、その悪質さを伝えることで、あたかも自分たちは騙された被害者であった、と釈明しているようにも受け取れる。

委員会は、番組が虚偽の事実を伝える結果となり、意図しなかったこととはいえ犯罪の手段に使われ、県の業務妨害という結果ももたらした事実を照らして、本件訂正放送が訂正・取消しの放送として適切なものであったのかどうか、視聴者に対し十分な説明をし、誤解を解いたものであるか否かについて、放送倫理上の問題を検証する必要があると判断し、審理の対象に加えることとした。

Ⅲ 『バンキシャ』の制作体制

本件放送の当時、『バンキシャ』には36人のスタッフがいた。36人中、社員は10人で、他は制作会社からの派遣であり、契約に基づいてスタッフルームに常駐し、

番組制作に当たっていた。

全体を率いるのは、いずれも日本テレビ社員であるチーフプロデューサー、プロデューサー、総合演出である。他のスタッフはおおむね2班に分かれ、1週ごとに「メイン」班、「サブ」班と交代し、番組を制作していた。メインとなった班が放送を担当する週は、サブの班がその応援・サポートにまわる。幹部スタッフはつねに2班の動きを掌握し、指示する立場である。

1つの班は、デスク1人、統括ディレクター2人、ディレクター5～6人、アシスタント・ディレクター5人程度で構成される。デスクは社員だが、ディレクターとアシスタント・ディレクターの多くは制作会社からの派遣である。ディレクターとアシスタント・ディレクターのほとんどは、以前は情報系番組の制作をしており、『バンキシャ』にきて初めて報道に携わることになったという。『バンキシャ』の放送開始当初からのスタッフもいれば、最近配属されたばかりのスタッフもいて、報道番組の経験年数はまちまちであった。

*

『バンキシャ』は毎週日曜日夕に放送されるが、通常、放送に向けての制作の流れは次のようになっていた。

月曜日……取り上げるべきテーマのあたりをつけ、リサーチを始める。

火曜日……同様にリサーチがつづくが、総合演出やデスクの判断で有力なテーマについては取材を開始することもある。

水曜日……夜8時からスタッフ全員による全体会議が開かれる。デスクと統括ディレクターからテーマの提案と取材対象、内容、テーマのまとめ方の方向性等についての説明があり、全体の検討を経て、テーマが決定される。ただ、実際は、幹部スタッフの指示により、メイン班もサブ班も先行取材に出かけていることが多く、全員が集まることは少ないという。

木曜日～金曜日……メイン班がテーマに沿って取材に走るが、ほとんどの場合、サブ班もその支援の取材で動いている。

土曜日……VTR素材の編集。内容に応じて、追加取材も行われる。

日曜日……朝からプロデューサー、総合演出、デスクと各テーマの担当者らが編集済みVTRのプレビューを行い、必要な場合には修正する。ナレーションの収録、テロップの挿入。そして、本番に臨み、放送する。その後の反省会。

*

本件放送に関わった制作スタッフは、13人いる。そのうち岐阜県と山口県の裏金問題の企画立案・取材・制作に関わったのは、次の8人であった（注＝各人のK、L……、A、B……等は便宜的につけたものであり、イニシャルではない）。

- Kプロデューサー
- L総合演出
- Mデスク
- N統括ディレクター
- Aディレクター……岐阜、京都、山口取材
- Bディレクター……山口取材
- Cアシスタント・ディレクター……岐阜取材
- Dアシスタント・ディレクター……岐阜、山口取材（電話によるリサーチのみ）

IV 本件放送に至る経緯

1. テーマ設定と募集サイトの利用

本件放送は当初、08年11月9日の日曜日に放送する予定で準備が進められていたが、折から開催中のプロ野球日本シリーズの中継番組が組まれたために延期され、同月23日（日）に放送されたものである。

また、放送数日前の18日（火）には厚労省元事務次官殺害事件が起き、急遽これについても『バンキシャ』で取り上げることになったので、あわただしくスタッフの配置・入れ替えをしなければならなかったという事情がある。この最後の段階では、不正経理・裏金問題を直接的に担当したのはN統括ディレクター、Aディレクター、Dアシスタント・ディレクターなど、3人程度しかいなかった。

したがって、本件放送は、上で見たような通常とは多少異なる制作過程をたどることになった。

(1) 不正経理・裏金問題にテーマが決定

10月下旬、会計検査院が国庫補助金に関する自治体の経理処理を調査した結果、検査対象とした12道府県のすべてで不正経理が発見されたことが明らかになった、という新聞報道があった。検査対象自治体の1つであった愛知県は11月4日（火）になって、出先機関で行われていた不正経理の実態を具体的に明らかにした。

同月3日（月）から4日（火）にかけて、メイン班に当たっていたスタッフはこの件に関するリサーチを開始し、会計検査院の調査対象となった自治体などに対し、不正経理によって購入した物品の内容や取材対応の可否等を問い合わせる電話取材を行った。

5日（水）の夜に開かれた全体会議では、愛知県を中心に自治体の不正経理、裏金問題を1つのテーマとして取り上げることが決定された。また、その場では、会計検査院の調査対象となった12道府県だけでなく、47都道府県全部を対象として、番

組独自に裏金問題のアンケート調査を実施することも決まった。

翌日から、数人のスタッフが愛知県などの取材を始め、他方で残ったスタッフによって全都道府県に対するアンケート調査が開始された。

つまり、この全体会議の段階では、あくまで会計検査院が公表した不正経理問題がテーマであり、のちに大々的に取り上げられることになる岐阜県や山口県のケースはまったく俎上に載っていなかった。

(2) 募集サイトの活用

『バンキシャ』では、以前からたびたびインターネットの募集サイト（以下、募集サイトという）を利用して、取材協力者や番組出演者を募集していた。

これは、募集サイト運営会社と顧客企業が有料契約を結び、運営会社は顧客企業から依頼されたさまざまな募集情報を、無料で登録した会員にホームページやメール配信を通じて提供し、企業と会員それぞれの意向をマッチングさせるという仕組みである。

運営会社によれば、顧客企業のほとんどが番組制作や雑誌編集のマスコミに関係し、7割以上が放送関係だという。応募してきた会員には、その内容に応じて、募集した企業から謝礼が支払われることもある。

『バンキシャ』は5日（水）と6日（木）の両日、以下のような募集要項をこの募集サイトに掲載した。

- 募集タイトル……県の不正経理問題。
- 募集コメント……県の不正経理問題について実態を知っている方募集しています。
- カメラ撮影……応相談。
- 顔出し……応相談。
- 謝礼……その他／取材内容により応相談。（注＝ここは、「なし・現金・謝礼品・その他」から選択する方式になっており、追記欄にこの旨が記載されたものである）

制作スタッフのあいだでは、応相談とは交通費の支払いや記念品を渡すくらいの意味であり、取材謝礼は支払わないのが原則とされていた。

また、質問事項欄には、不正経理の関与の有無、国の補助金や県費の使い方、不正経理による物品購入の経験等についての質問も記載された。

(3) 情報提供者の応募と電話取材

この募集サイトに応募してきたのが、本件放送で取り上げることになる岐阜県と山口県の情報提供者だった。2件とも、募集サイトに掲載してすぐ、6日（木）のうち

に応募してきた。ほかにも2～3件あったが、こちらは伝聞や噂のような情報だったので参考にならなかった。

Dアシスタント・ディレクターがその2件の内容をプリントアウトしてN統括ディレクターに見せたところ、電話で詳細を聞くよう指示された。

*

Dアシスタント・ディレクターが、岐阜県中津川市の建設業者と自己紹介し、実名を名乗った情報提供者から聞いたのは、概略、次のようなことだった。

「私が裏金に手を染めて30年になる。岐阜県庁とのあいだで架空工事により裏金を作り、県から指定された架空人名義の銀行口座（裏金口座）に振込入金をしている。一昨日（4日）と昨日（5日）にもそれぞれ200万円ずつ、合計400万円を振込送金した。同業他社から小切手で受け取り、これを現金化して身内の銀行口座に入金し、その後、ネットバンクの口座から岐阜県の裏金口座に送金した。裏金口座のキャッシュカードや振込依頼書を見せることができる。テレビや車を県の職員に買ってやったこともある」

この情報提供者の話では、翌7日（金）の夜であれば、中津川市内で取材に応じることができる、ということだった。

また、山口県の情報提供者は実名と、かつて勤務していた事務用品販売の会社名を言い、「10年ほど前、山口県の出入り業者としてコピー用紙を納めていた。その当時、裏金を作って、県職員の自宅にテレビを届けたことがある」などと語った。

*

N統括ディレクターはDアシスタント・ディレクターからこの2件の報告を受け、岐阜県の情報提供者については、すでに別件の取材で大阪に出向いていたAディレクターに、中津川市にまわってインタビュー取材をするよう指示した。

一方、N統括ディレクターは山口県のケースについても、Bディレクターに対し、翌日、7日の金曜日中に山口県庁の反応を取材することと、情報提供者本人に会ってインタビュー取材するよう依頼した。

こうして、そもそもは会計検査院による不正経理調査の結果を掘り下げて報道しようとした企画は、募集サイトに寄せられた情報をきっかけに、自治体と業者が絡んだ裏金問題をテーマとする独自の調査報道へと重点を移していくことになった。

以下、この2件の情報に基づいて行われた取材の過程を、岐阜県のケースと山口県のケースに分け、概観する。

2. 岐阜県ケースの取材過程

(1) 岐阜県庁に対する取材

11月7日（金）、Cアシスタント・ディレクターがN統括ディレクターから電話を

受けたのは、愛知県で取材中のことだった。N統括ディレクターは、いまかかっている取材をすませたらすぐに岐阜県庁に行き、裏金情報に関する県の対応を取材すること、さらに終了後はカメラクルーを連れて中津川市に行き、Aディレクターと合流するように、と指示した。Cアシスタント・ディレクターは早々に愛知県の取材を切り上げて岐阜県庁に急いだが、着いたのはもう閉庁時刻ぎりぎりである。

この段階ではプロ野球日本シリーズ中継によって放送が延期になるかどうかは決まっていなかった。11月9日（日）の放送を前提にすれば、この日を逃せば、県庁は週末閉庁になり、日曜夕方の放送までに取材できないことになってしまう。

N統括ディレクターがCアシスタント・ディレクターに指示したのは「岐阜県で裏金をやりとりした業者がいる。情報提供をした業者がばれないように配慮し、①県の出先機関で裏金作りをしていることを把握しているか②裏金作りについてどう思うか③再調査をする意思はあるのか、について取材する」ということだった。

しかし、裏金作りの時期、裏金作りの手法、情報提供者の職業等の具体的な事実は伝えられなかった。また、この情報が真実かどうか不明だった。Cアシスタント・ディレクターは情報があまりに漠然としている上、質問内容も曖昧で、「このような取材はフェアでない」と感じたという。閉庁時刻が迫ってくるなか、Cアシスタント・ディレクターらは直接に出納管理課に赴いた。

岐阜県は06年7月に各部署において相当額の裏金をプールしていたことが発覚して以来、その根絶と信頼回復に取り組むことを重要課題のひとつとしてきた。この種の取材や問い合わせには敏感になっていた。

対応した出納管理課長は、「裏金の話は把握していない。調査の必要があれば再調査を行う」などと答えた。漠然とした情報しか持っていないCアシスタント・ディレクターはさらに具体的な質問をすることはできなかつたし、そうである以上、出納管理課長も一般的な受け答えをするしかなかった。

Cアシスタント・ディレクターはカメラクルーとともに中津川市に向かい、情報提供者の取材がセットされているホテルに入った。そこへAディレクターが到着したので、カメラクルーを残し、彼は東京にもどった。

（2）情報提供者に対する取材

本件放送で問題となった岐阜県の情報提供者への取材は、都合4回行われた。1回目と2回目は『バンキシャ』が通常どおり放送されることを前提に、7日（金）夜と8日（土）の午前中に行われた。しかし、結局、9日（日）夕方の放送は、プロ野球日本シリーズの中継と差し替えられたために休止となった。

次にこの裏金問題を追いかけていた班がメインにまわる放送日は翌々週、11月23日（日）である。この放送日に向けた追加取材として、20日（木）の夜に3回

目、22日（土）の午前中に4回目の取材が行われた。

インタビューをしたのはいずれもAディレクターであり、1回目と3回目は中津川市内のホテル、2回目と4回目は情報提供者が勤務する建設会社の近辺や、裏金作りに利用したとされる銀行の周辺だった。

Aディレクターの印象では、情報提供者は身なりがきちんとしていて、物腰が柔らかく、落ち着いた雰囲気だったという。Aディレクターは東京からの連絡で、情報提供者が身元を知られたくないと言っていると聞いていたので、実名や顔を出して証言してもらう撮影取材については特段の交渉をしなかった。

情報提供者がAディレクターの質問に答える形でカメラの前で語った時間は、全部でおよそ3時間半であった。以下はその概要である。

[告発証言をする動機]

——自分は建設会社の役員を務めているが、来（09）年3月に定年になる前に裏金作りを根絶して次世代に引き継ぎたいと考えて、募集サイトに情報提供をした。ただ、定年までは家族のこともあり、身元の判明は避けたい。放送されることで、自分が警察の捜査対象となるかもしれないが、覚悟はできている。

[裏金作りの手口]

——裏金は、県の発注する工事に加えて、追加工事や変更工事を行ったように見せかけて、県から工事費をもらって作る。県の裏金作りには、建設会社の同業者10社程度が関与しており、同様の手口を使っている。慣れていない業者に代わって、自分が裏金口座に送金をすることもある。

作った裏金は、県が準備した口座に、県から渡されているキャッシュカードで入金をする。キャッシュカードは、20年ほど前に渡されたが、カードの名義人である「キタ****イチ」は実在しない架空の人物である。

[裏金作りに関与している県職員]

——裏金作りに関与している相手方の担当者は、Y市所在の県出先機関である土木事務所に勤務するX職員など3人である（注＝X職員は実名。他の2人は匿名）。裏金口座の通帳と印鑑は、そのX職員が中心になって管理している。裏金の領収については、自分が土木事務所に行ったときに、担当者がノートを開き、「道Bレレ」などの暗号を書き、これが領収書代わりとなる。

この暗号は「道」が「道路工事」に関わるもの、「B」はアルファベットのAにつづく2番目がBだから「2」、「レ」は「零」のこと等の組み合わせで、「道路工事によって作った裏金200万円」を受領した、という意味になるのだという。

過去に県職員に車を贈ったこともある。

年間500～1000万円の裏金を作っていた。

[最近の11月5日に裏金送金した仕組み]

——今回、告発証言しようとする裏金問題は、そもそも別の業者が県からの架空工事の発注で作った200万円の裏金のことである。自分は業者が小切手で振り出したその200万円を受け取り、11月5日に銀行で現金化し、自分の母親名義の銀行口座に振込送金した。

一方、自分はやはり母親名義で、ネットバンクの別の口座を管理している。そこに200万円以上の預金残高があったので、その日のうちに、このネットバンクの口座から、前々から県に指示されているとおりの、「キタ****イチ」名義の裏金口座に振込送金した。母親名義の口座を2つ使うことによって怪しまれなくなるのであり、一種のマナーロンダリング（資金洗浄）だ。

（募集サイトに応募してきた直後、Dアシスタント・ディレクターに「200万円ずつ合計400万円を振り込んだ」と言っていたのではないかと、という問いに答えて）言っていない。聞き間違いではないか。

(3) 情報提供者が提示した資料

情報提供者は考え込んだり、つかえたりすることなく、裏金作りや送金の仕組みを説明した。しかし、それが実際に行われたことを証明するには、裏付けが必要である。AディレクターはMデスクやN統括ディレクターの指示を受けながら、取材のたびに各種資料の提供や提示を依頼している。

これについても、情報提供者は厭がったり、躊躇する様子を見せることもなく応じたという。以下は、各回の取材時に情報提供者が提示した資料等である。

[1回目の取材時 11月7日]

- 母親名義の銀行口座への200万円の振込金受領書
- 裏金口座のキャッシュカード
- 裏金口座の取引明細票（11月7日付け、残高2980円）

情報提供者によれば、この取引明細票は裏金として振り込んだ200万円がすでに引き出され、残高が2980円しかないことを示すのだという。

[2回目の取材時 11月8日]

- 母親名義のネットバンクから200万円を送金した入出金記録
- 情報提供者の建設会社が行った岐阜県との工事請負契約書

Aディレクターは情報提供者が勤務する会社と同行し、会社横の駐車場で待機していたところ、30分ほどして、情報提供者がネットバンクの入出金記録とファイリングされた工事請負契約書の原本を持ってきた。情報提供者はこれらの契約書を見せながら、「この工事で裏金を50万円作った」などと、過去に自分が行った裏金作りの手口を説明した。

また、裏金口座に送金したというネットバンクの入出金記録は、取引日、入出金、残高、入出金先内容の4つの欄に分かれて、08年7月から11月5日まで十数件の取引が記録されていたが、銀行名の記載等のない簡易なものだった。直近の取引欄には次のような記載があった。

取引日	20081105
入出金(円)	-2000000
残高(円)	1009165
入出金先内容	メール送金 キタ****イチ

(他行Zギンコウナカツガワテン)

情報提供者は、これが最近の11月5日に、母親名義のネットバンクを通じ、他行にある「キタ****イチ」名義の裏金口座に、200万円の裏金を送金したことを示す記録だと説明した。

[3回目の取材時 11月20日]

- 200万円の小切手のコピー
- 土木事務所の職員配置表
- 裏金口座の架空人名義(キタ****イチ)と同一の名義で作成された請求書と領収書
- 裏金作りに利用した30本から40本の印鑑

Aディレクターは、小切手のコピーを見て、初めて今回の裏金作りに関与したという別の業者の名称や連絡先を知った。

また、県出先機関の土木事務所の職員配置表には、情報提供者が1回目の取材の際、裏金作りに関与しているとして実名をあげたX職員の名前が載っていた。情報提供者はこれを見せながら、やはり裏金作りに関わっている職員として、他の2人の実名も口にした。

さらにAディレクターは、過去の裏金作りに使用したという印鑑や、架空工事代金の請求書と領収書も見せられた。請求書と領収書には、裏金口座の架空人(キタ****イチ)と同姓同名の名前が会社の代表者名として書いてあり、Aディレクターは違和感を持ったが、すぐさま情報提供者から「キタ**の名前で裏金を作り、キタ**の口座に入れるのだから不自然ではない」と返答され、納得してしまった。

[4回目の取材時 11月22日]

- 裏金口座の取引明細票(11月22日付け)

Aディレクターは裏金口座に別の業者からの裏金入金があるのではないかと考え、情報提供者にATMで裏金口座の残高照会を頼んだが、取引明細票の残高は11月7日(金)の1回目の取材時に見せられたのと同じ2980円であった。

取材を終えて、お礼の意味を込めて、Aディレクターは情報提供者とうなぎ屋で

昼食をともにし、2人分の代金4750円を支払った。

＊

ここで岐阜県ケースの取材は一段落した。

Aディレクターにすれば、幹部スタッフから指示されたとおりに情報提供者の証言を取材し、その証言に一致する一応の資料は揃えることができたということだった。

しかし、いずれも情報提供者の側の資料ばかりであり、県もしくは県職員がこの裏金口座に関与し、運用していることを示す具体的な資料は存在しなかった。Aディレクターは、100%確認はできないものの、これで放送できるかどうかについての判断は幹部スタッフがするだろう、と思ったという。

Aディレクターは取材のたびに入手した資料を持ち帰ったり、ファックスなどで送ってMデスクやN統括ディレクターに見せたが、いずれの場合もその場で検討されることはなく、放送前日の11月22日（土）の夜まで、Aディレクターのロッカーに保管されたままだった。その間、Aディレクターを含め、制作スタッフがこれら資料を精査することはなかった。

（４）岐阜県庁に対する再取材

11月23日（日）の放送に向けて、AディレクターはN統括ディレクターから、岐阜県庁への再度の取材を指示されていた。

Aディレクターは17日と18日の2回、それぞれ電話とファックスで、以前にCアシスタント・ディレクターが取材した岐阜県出納管理課長に対し、「岐阜県内のある土木関係者から、県の出先機関に裏金を渡したという証言を得た」旨を伝え、取材を申し込んだが、いずれも断われている。

20日朝、Aディレクターはカメラクルーとともに直接県庁を訪れたが、出納管理課長から話を聞けないまま、その後対応した広報担当者と長い押し問答をつづけた。担当者は「事実とすれば大変なことだから、信憑性のある証拠を提示してもらえれば、きちんと調査してお答えする。取材拒否ということではなく、一般論としては最初のインタビュー（注＝Cアシスタント・ディレクターが7日に行ったもの）で答えているので、それ以上は答えようがないということだ」と繰り返すしかなかったという。

すでに情報提供者を相当程度取材し、裏金問題の概要を知っていたAディレクターだったが、そこに関与しているとされる土木事務所の名称や職員名や手口等、具体的な事実をぶつけて取材することはしなかった。

結局、2度目の撮影取材は不首尾に終わった。

（５）情報提供者以外への取材の検討

情報提供者の言う裏金問題には、相手方がいる。その全体構図はのちに『バンキシ

ャ』が本件放送のなかで簡略に描いたように「県が工事代金を水増しし、裏金を上乗せして業者に支払い、業者は裏金だけを別の口座を経由させるなどして、県に指定された口座に入金する」というものである。

この構図によれば、情報提供者自身は裏金を受け取り、それを別口座に移すだけの、いわば使い走りか端役のようなものにすぎない。キックバック等の見返りがあるとしても、裏金の大部分は県なり県職員なり、つまり相手方が回収してしまうからである。相手方こそ、この構図の主役である、と言ってもよい。

情報提供者は、自分の話したことが放送されれば、自分も警察の捜査対象になるかもしれない、そのことは覚悟している、と言いながら、家族のこともあるので身元の判明は避けたい等とも言い、裏金作りに関与しているという土木事務所の担当者への直接取材をしないよう求めている。

情報提供者の保護、取材源の秘匿は、言うまでもなくマスメディアの大原則である。しかし、県もしくは県職員による裏金作りを告発するという番組で、最重要の相手方について、あるいは同様に裏金作りに関係している他業者について、取材らしい取材をいっさいしないまま放送する、ということがあり得るだろうか。

ほとんど信じられないことだが、あり得た、というのが、本件放送だった。一連の取材過程で、L総合演出は幹部スタッフ間の打ち合わせの際などに、「情報提供者の話だけ聞いていても、しょうがない。ほかに裏金について知っている人物を探し出して取材しないと、裏付けにならない」と言い、取材範囲を広げる提案をしたというが、しかし、この提案や指示がAディレクターに伝えられた形跡はない。

(6) 裏金口座届出住所の解明

本件放送の数日前、N統括ディレクターは独自に旧知の人脈を通じ、県の担当者が通帳と印鑑を持ち、管理しているという「キタ****イチ」名義の裏金口座の届出住所を調べている。架空名義であったとしても、届出住所から県や県職員の関与を示す手がかりが得られるかもしれない、と考えたからだった。

そこで判明したのは、意外なことに、その届出住所が情報提供者の自宅住所と同じということだった。これでは県なり県職員が裏金口座を作り、管理しているというつながりが証明できないことになる。それどころか、これは一連の告発証言が情報提供者自身の自作自演ではないかと疑わせるような重大な事実であった。

N統括ディレクターはこの件をMデスクに報告し、MデスクはL総合演出とKプロデューサーに伝えた。同時にAディレクターに、この意味を情報提供者に問い質すよう指示した。

Aディレクターの質問に、情報提供者は驚いた表情をし、「知らなかった。県の出先機関には出入り業者の名簿があるので、県職員がそれを見て、私の住所を勝手に使っ

て（裏金口座の住所として）届け出たのではないかと説明した。

Aディレクターからこの報告を聞いた幹部スタッフがそのとき思ったのは——「そうか、彼も知らないのか」ということだったという。

それは、それほど県職員らは狡猾に立ち回って裏金を動かしているのか、という意味の感嘆であり、まったく的外れであったわけだが、そう解釈してしまった以上、以後この届出住所の件が重要な問題として認識されることはなかった。

3. 山口県ケースの取材過程

『バンキシャ』が裏金の実態の一例として伝えた山口県のケースも、岐阜県の場合と同様、同番組が掲載した募集サイトに応募してきた男性（以下、情報を寄せた男性という）の告発情報から取材が始まった。

前述したように11月6日（木）、Dアシスタント・ディレクターは情報を寄せた男性に電話し、「10年ほど前に山口県庁の出入り業者としてコピー用紙を納入していたが、その当時、裏金を作って県庁の職員にテレビを届けたことがある」旨の話を聴き取った。情報を寄せた男性が説明したのは、県庁が業者からコピー用紙を購入したことにして支払いを行い、業者は納入しないまま、そのお金を裏金としてプールしておき、のちに流用する「預け」という手口だった

その報告を聞いたN統括ディレクターが、Bディレクターに山口県まで行き、情報を寄せた男性と県庁を取材するよう依頼したのは7日（金）になってからだった。

（1）山口県庁に対する取材

こうした取材の場合、通常、まず情報を寄せた男性の話を聞き、一定程度内容を把握してから相手方の県庁を取材するのが順番だが、Bディレクターは週末閉庁で取材できなくなるとして、上記の告発情報だけを頼りに、7日（金）午後3時ころ、最初に山口県庁を訪れた。このやり方は、岐阜県取材のときと同じだった。

山口県は会計検査院の検査対象ではなかったが、不正経理問題については総務部人事課が主管する検証チームを設置したばかりだった。Bディレクターが会計検査院の検査に関する取材と告げたことから、急遽人事課が対応することになった。チームリーダーの課長が不在だったため、サブリーダーの主査が撮影インタビューに応じた。

Bディレクターは時期や場所や部署等を特定しないまま、「以前の話だが、コピー用紙の納入業者が県にコピー用紙を納入せず、『預け』をしていたとの情報がある」などとインタビューした。人事課主査は、「ないと思う。事実なら調査したい」と答えるに留まった。

(2) 情報を寄せた男性に対する取材

その後、Bディレクターは情報を寄せた男性と山口市内のホテルで落ち合った。まず男性が持参していた年金加入記録によって、彼が裏金作りをしたという会社に実際に勤務していたことを確認したのち、以下のような話を撮影取材した。

「10年ほど前、山口県の土木事務所のいろいろな部署にコピー用紙を納入していたが、空箱を持っていくなどして、コピー用紙を納入しないで持ち帰り、県から支払われた代金を裏金としてプールした。この裏金で県庁にパソコンやプリンターを届けた。県職員やその奥さんから頼まれて、大型テレビやビデオデッキを自宅に届けたこともある」

撮影取材の際、Bディレクターは、コピー用紙を納入した課の名称や、テレビやビデオを届けた県職員の名前など、具体的な固有名詞を聞くのを避けながら取材をつづけた。そのまま放送されれば身元がわかってしまう、と男性が極端に恐れているように見受けられたので、配慮したつもりだったという。Bディレクターはカメラをオフにした取材でも、これらの名称や名前を質問しなかった。

約1時間のインタビュー収録を終えたあと、男性から謝礼について質問された。Bディレクターは、報道番組なので謝礼を支払う必要はないのではないかと思いつつも、話をもち帰ることにし、Kプロデューサーに相談した。後日、男性には謝礼（交通費）として1万円を支払うことになり、振込送金がなされている。

しかし、11月9日（日）の『バンキシャ』は休止となった。自治体の不正経理や裏金問題をテーマに取材・制作していた班が次にメイン班として準備に当たるのは、2週間後の23日（日）の放送日を目指してである。

(3) 再取材の指示と追加された取材内容

11月19日（水）夜、定例の全体会議が開かれた。会議はその前日に起き、大きな社会的波紋を広げていた厚労省元事務次官殺害事件をどう取り上げるかが中心だった。すでに取材・制作スタッフの多くもそちらに割かれていた。不正経理・裏金問題については実質的に、Mデスク、N統括ディレクターと、これまで継続的に取材してきたAディレクターの3人に任されることになった。

この全体会議のとき、Aディレクターはすでに京都府の不正経理問題の追加取材に出かけていて、出席していなかった。

全体会議では、L総合演出が山口県のケースについて、「テレビをもらったという課長は誰なのか。情報を寄せた男性の話だけでは危ないから、彼の当時の上司にも取材すべきだ」と提案した。

しかし、この提案は、N統括ディレクターを通じ、情報を寄せた男性の元上司の取材をすること、県庁を再取材すること、という曖昧な形で伝えられただけであった。

Aディレクターは21日（金）午後、山口県庁総務部人事課を訪ねた。

前回の取材に応じた主査は不在で、検証チーム責任者の課長が、撮影取材に応じてもよい、と言うと、Aディレクターは幹部スタッフに電話し、相談したあと、「やはり前回と同じサブリーダーの主査にお願いしたい」と言い、主査がもどる時刻に再訪し、取材することになった。

その後、Aディレクターは情報を寄せた男性が勤めていた会社の元上司宅に行き、山口県庁のために裏金作りをした事実があるのかどうかを問い質した。Aディレクターは情報を寄せた男性の名前を伏せ、コピー用紙の納入をめぐって行われたという「預け」の手口についてだけ触れた。

元上司は明確な肯定も否定もせず、「どのように取られてもよい」と口にするだけだったという。

夜になって、Aディレクターは再度県庁に行き、人事課の主査に撮影取材を行った。「10年前、裏金で担当者やその妻の要求で、テレビやビデオデッキを自宅に届けたという業者の証言があるが、認識しているか」という質問に対し、主査は「裏金はないと認識しているが、事実関係を確認したい」と答えた。やりとりは、この繰り返しの終始した。

取材後の雑談で、Aディレクターは「証言しているのは1人で、物証もないので、放送では山口県という名前を出せないだろう。四国のどこかの県というような表現になるのではないか」などと語り、主査も、放送されるとしても県名をぼかした形になるだろう、という印象を持ったという。

4. 放送決定をめぐる検討

放送日前日の11月22日（土）夜、Kプロデューサー、L総合演出、Mデスク、N統括ディレクターの4人の幹部スタッフが集まり、岐阜県と山口県の裏金問題を放送できるかどうか、取り上げるとすればどう扱うかをめぐって検討した。放送の適否についてこうした会合が持たれるのは、年に1度あるかどうかであったという。

まず検討されたのは岐阜県のケースである。

情報提供者の証言に沿って、裏金を作ったという仕組みと、そこで使われたキャッシュカードの現物、小切手のコピー、裏金を送金したとされるネットバンクの入出金記録等を対照していった。これらの検討中に2つの疑問が持ち上がった。

①情報提供者は20年以上にわたって裏金作りに関わってきたというが、その割にはキャッシュカードが新しすぎるのではないか？

その場でこの点を指摘したのは、KプロデューサーとL総合演出である。これに対し、以前から同じ疑問を持っていたN統括ディレクターは、Aディレクターにこの点について情報提供者に質問させたいと言いつつ、情報提供者の言い分をそのまま伝え

た。

つまり、「銀行が合併した際に以前のカードが使えなくなったので、支店の店頭でキャッシュカードを発行してもらった」という説明である。その際、Aディレクターが、そんなはずはないでしょう、と問い質すと、「Z銀行のなかに、県の（裏金に関係する）協力者がいたのだ」というような話もしたという。こうなるとますます確認しようのない話に広がっていき、この件はそれ以上話題にならなかった。

2番目の疑問も、この説明に関係している。

- ②普通、銀行のキャッシュカードは特定の部署で作成され、預金者に直接郵送されてくるはずである。銀行の支店の店頭で、しかも架空人名義のカードが発行されることがありうるだろうか？

その場でMデスクは知り合いの銀行関係者（問題となっているZ銀行とは別の銀行）に電話し、確認した。それによれば、支店での発行も、架空人名義による発行も、「現在はできないが、10年前ならできたかもしれない」ということだった。

会議のあと、N統括ディレクターが知人を通じ、また別の銀行関係者に問い合わせを行っている。もどってきた返事は「キャッシュカードの発行は以前から本社で一括してやっている。支店で発行することはあり得ない」という内容だった。ただ、それがすべての銀行に当てはまるかどうかとなると、はっきりしなかった。

N統括ディレクターはこのことを幹部スタッフに伝え、そのまま放送に向けた多忙さに取り紛れていった。その後、この問題がMデスクやKプロデューサーやL総合演出のあいだで話し合われることはなかった。もちろんZ銀行に対するキャッシュカード発行方法についての照会もされていない。

またこの会議で、裏金口座の届出住所が情報提供者の自宅住所と同一だった件について検討されたかどうか、幹部スタッフの記憶は曖昧である。幹部スタッフが、すでにこの一件は県や県職員の巧妙さを示すものだと一方的に思い込んでしまっていた以上、話題になったとしても意味はなかったであろう。

こうして、情報提供者の告発証言のウソを見抜こうとすれば、このとき手近にあった材料のなかではもっとも重要だったはずのいくつかの疑問点は、あっさり見過ごされることになった。幹部スタッフは、すべてを証明する資料はないが、情報提供者の話にはリアリティーがあり、放送する意義がある、と判断した。

*

一方、山口県の裏金問題は、放送前夜とその前後、岐阜県のケースほど議論はされなかった。放送することに決めたポイントは、情報を寄せた男性の元上司が裏金作りをまったく否定したわけではない、ということだった。こちらは、県職員の自宅に大型テレビやビデオデッキを届けたという部分を中心にして、手短かに編集することになった。

県名を出して放送するかどうかについては、「県名を伝えない理由はない」と判断された。

*

こうして日本テレビは08年11月23日（日）午後6時から、自局を含めて28局の系列ネットワークを通じて放送している『バンキシャ』のなかで、およそ17分間の本件放送「独占証言……裏金は今もある」を全国放送した。関東地区の視聴率は14.3%だった。

V 本件訂正放送に至る経緯とその内容

1. 本件訂正放送に至る経緯

本件放送の当日、岐阜県庁では日曜にもかかわらず広報課員等が出勤し、番組を見た。彼らは県がきびしい調子で告発されていることに驚いたが、情報提供者の証言や、紹介される裏金の仕組みを見て、「こういう組織的な裏金操作は、現在の県庁のシステム上、起こり得ないのではないか」と、半信半疑だったという。

とはいえ、もしこうした不正が行われているとしたら、行政の信頼は失墜する。岐阜県はただちに日本テレビに対し、この件に関する情報の提供を文書で依頼する一方、それから12月末までの約1ヵ月間、各部署と出先機関の経理状況等のチェックを行うことにした。『バンキシャ』のKプロデューサーからは、電話で、取材で得た情報は報道目的以外には使用できないので教えられない旨の返答があった。

そのころ、本件放送に携わったスタッフのあいだでは、裏金問題のスクープをした、という高揚感が漂っていたようである。他メディアも取材に動き出したという話もあった。地元の系列局が本件放送を素材に県庁や県議会を取材し、県が調査に乗り出したことをローカル・ニュースで伝えるなど、波紋が広がっているように見えた。

そうしたなか、情報提供者が『バンキシャ』に電話してきたのは12月16日である。彼は短く、警察が任意の事情聴取にきた、と言った。しかし、それ以上の詳しいことはわからなかった。これ以降、情報提供者の電話はつながらなくなった。

年が明けた09年1月15日、情報提供者が中津川市の職員とともに逮捕された、というニュースが飛び込んできた。別の業者が工事を施工したように装って架空の予算執行伺書を作成し、同市から工事費を振り込ませた、という公金詐欺事件の容疑だった。

岐阜県庁の裏金作りと構図が似ている——と、本件放送に関わった制作スタッフは思ったという。これでいよいよ県庁の裏金問題にもメスが入り、われわれのスクープが正しかったことが証明されるだろう、これをきっかけに県や県職員の腐敗が明るみに出るだろう、とも。

あとになって振り返れば、とんだお笑い種ということになるのだが、このときはみんながそう信じて疑わなかった。その思い込みは、2月27日、KプロデューサーやAディレクターなど3人の日本テレビ関係者が拘留中の情報提供者に面会し、あの告発証言なるものがまったくの虚偽であったことを知らされる数日前までつづいた。

この間、情報提供者逮捕後の1月20日、岐阜県議会は日本テレビに対し、「真偽を明らかにし誤りがあるならば訂正・謝罪すべきである」との抗議文を送った。また、岐阜県庁も同社報道局長宛に『『真相報道バンキシャ!』の報道内容の検証と必要な措置の請求について』という書面（2月18日付け）を送っている。そのなかで岐阜県は、3ヵ月近くにわたって事実関係を調査してきたが、本件放送の事実は確認できない状況であると述べた上で、放送法第4条（訂正放送）の規定により、報道内容を検証し、その結果に基づき適切な措置を講じることを求めるとともに、検証の結果、報道内容が事実であれば事実確認できる具体的情報を2月末までに文書で回答するよう要請した。

さらに県は2月19日、岐阜県知事名で、岐阜県警に対し、情報提供者を偽計業務妨害で告訴した。

2月27日、拘留中の情報提供者との面会により情報提供者の告発情報が全面的に虚偽であったことを確認した『バンキシャ』のチーフプロデューサーは、同日午後、岐阜県庁に赴いて謝罪をし、訂正放送をすることを伝えた。

2. 本件訂正放送の内容

本件訂正放送は、09年3月1日の『バンキシャ』のなかで、番組キャスターが訂正放送の原稿を読み上げる形で放送された。以下はその全文である。

去年の11月23日に全国の自治体の裏金問題について放送いたしました、4つの自治体のケースを紹介するなかで、岐阜県庁の職員に200万円の裏金が振り込まれたという内容を、建設会社の元役員の証言としてお伝えいたしました。

しかし、新たに行った日本テレビの取材に対し、元役員は、証拠とした銀行の送金記録はみずから改ざんしたもので、岐阜県庁側に裏金を送金した事実はなかったと証言を翻しました。

放送の2ヵ月後、元役員は、岐阜県庁とは関係のない岐阜県中津川市の係長の公金詐欺事件の共犯として逮捕・起訴されました。

中津川市の事件は、市役所の係長が別の業者に発注した架空の公共事業の代金を元役員を通じて環流させたもので、元役員は、この事件の構図を岐阜県庁の話に置き換えて話したと証言しました。

また、架空名義の銀行口座を裏金作りに使ったとしておりましたが、この口座

も県とは関係なく、市役所の事件で使ったものだったと証言しました。

なお、岐阜県は証言者を偽計業務妨害罪で告訴しております。

視聴者のみなさん、岐阜県庁、並びに岐阜県議会のみなさんに大変ご迷惑をおかけいたしました。

以上を読み上げると、番組キャスターは頭を下げた。

VI 誤解を生んださまざまな要因

放送界のほとんどあらゆる不祥事が、あとになって振り返ってみれば、自分（たち）でも唾然とするような小さな見過ごし、些細な判断ミス、ちょっとした無知、単純な思い込み等から始まっている。それらが積み重なったとき、番組はあっという間に色褪せ、壊れていき、番組そのものも放送局も放送界も、視聴者の信用を失っていく。

BPO放送倫理検証委員会はこれまで少なくない番組を検証してきた。率直に言って、なぜこの程度の簡単なことに気がつかなかったのか、どうしてこうも似たようなことが繰り返されるのか、と嘆息するような気持ちが私たちにはある。

1. みずから抱いた疑問の放置……岐阜県ケース

「本件放送に至る経緯」のなかでも指摘してきたように、本件放送の取材・制作の過程には、スタッフがここでもう少し慎重に取材・調査し、事実こだわって検討していたら、放送することを思い止まったかもしれないと思われる事柄がいくつもある。

岐阜県ケースでは、情報提供者が裏金に関与しているとして提示・提供した証拠や資料が少なからず存在した。別の建設業者が裏金として振り出したという小切手のコピー、情報提供者の母親名義のネットバンク入出金記録、裏金口座のキャッシュカードと取引明細票、県土木事務所の職員配置表等である。

しかし、小切手の文面からは裏金を作ったという業者が判明していたのに、何の取材もしなかった。せめてその業者の受注実績くらいは調べるべきだった。ちなみに岐阜県は、発注工事の詳細をホームページで公表している。

母親名義のネットバンクの入出金記録は、情報提供者がパソコンでデータの一部を偽造したものだったが、本件放送で扱った11月5日の裏金送金記録には、送金手数料の記載がない。少しさかのぼって7月10日の別件の記録を見れば、「-100 メール送金税込み手数料（内消費税¥4）」の記載があるのに、それとの不整合を見落としている。

この入出金記録はたんに金銭の移動を示しているだけであって、裏金の存在を証明する根拠にはなっていない。それを証明するためには、200万円の出所や、裏金の

送金先だというZ銀行支店の「キタ****イチ」名義口座を、本当に県土木事務所のX職員等が管理しているのかについての詰めた取材が必要だが、そうした肝腎の取材・調査はまったくされなかった。

情報提供者は、10社くらいの土木建設業者が裏金に関与しているとも語っていた。であれば、取材の糸口はけっして少なくなかったはずだが、そこまで取材範囲は広がっていない。

キャッシュカード発行に関する疑念や、裏金口座の届出住所についての疑念が中途半端にしか解明されなかったことについては、前述した。せつかく情報の真偽を見極めるきっかけをつかみかけていたのに、情報提供者の話信じきっていたため、深く追求されることはなかった。

ヒアリングの席で、委員会委員、特別調査チーム調査員の一同が啞然とした場面がある。情報提供者が、裏金口座の届出住所が自宅になっていたことを知らなかったと驚き、県職員等が勝手にやったのだろう、と言っているというAディレクターの報告を聞いたときの幹部スタッフの反応である。前述のとおり、彼らは「そうか、彼も知らないのか」と思ったという。

その口座は、情報提供者自身が作ったものである。彼の驚きは、なぜそのとき届けた住所がバレたのか、ということだったはずなのに、幹部スタッフは、これこそ本人に黙って勝手に裏金口座を作った県職員らの狡猾さの証拠ではないか、と解釈した。人が好いにも程がある、ということにあらためて気がついて、みなが驚いたのであった。

2. 一方的な情報収集……山口県ケース

山口県ケースにも問題があった。

情報を寄せた男性は「預け」によって作られた裏金で大型テレビやビデオデッキを購入し、県職員の自宅に届けたという。裏金の私的流用は公金の着服であり、山口県の規則では懲戒免職に当たる事案である。では、いったいそんなことをした職員は誰なのか。

取材したBディレクターは、肝腎のその相手方の名前も住所も所属部署も聞き出そうとしていない。カメラをオフにしたあとの取材でも、聞いていない。再取材のため山口を訪れたAディレクターも、その人物を探し出そうとしなかった。

本件放送の時点であったのは、情報を寄せた男性の一方的な証言と、「預け」という手口の存在を肯定も否定もしなかった元上司の曖昧な反応だけである。これでは、この告発証言が真実であると信じるに足る十分な根拠とは、とうてい言えない。

＊

スクープや調査報道、特に告発情報による報道には二重三重に事実を確認する、い

わゆる裏取りが欠かせないという。だが、そんな教科書通りのことをいう以前に、いま手元にある事実についてだけでも、どこか不明・不審な点はないかと考え、疑問や疑念が浮かんだら、ひとつひとつを解明するまでこだわること、それが取材・調査の初歩であり、基本ではないだろうか。それこそ本来の番記者の鉄則であろう。

本件放送の場合、その番記者の鉄則、取材・調査の初歩と基本が心得られていなかった。

3. テレビ的な「実物」誇示

本件放送の冒頭、番組キャスターは1枚のキャッシュカードを手にして、『『バンキシヤ』のスクープです』と切り出し、「ある自治体の裏金が入っている口座のキャッシュカードの実物です」と言っている。

これこそ、テレビである。スタジオに実物を持ち込むと、とたんに画面がナマの感じになる。視聴者はスタジオと同じ空気を吸い、同じ時間のなかにいる気持ちになる。これは他のメディアが絶対に真似のできない芸当である。

だが、本件放送の流れをたどってみると、このキャッシュカードには何の意味もないことに気づく。このあと情報提供者が、岐阜県の土木事務所のX職員が作った裏金口座に200万円を振り込んだ、云々の告発証言をするのだが、そこで説明されるのは、裏金の作り方や送金のカラクリなどであって、いくら目を凝らして見ても、キャッシュカードの出番がない。

いまや情報提供者の証言が虚偽であったことが明らかになっているが、だからこのキャッシュカードもいい加減だったというのではない。本件放送が告発した08年11月5日の裏金送金が事実だったとしても、このキャッシュカードが使われる機会はなかった。理由は簡単で、情報提供者はパソコン操作のネットバンクを利用して、裏金口座に送金したと言っていたからである。

そもそも情報提供者が裏金口座のキャッシュカードを持っているのは何のためだったのか、その理由もよくわからない。岐阜県ケースは本件放送の一番の目玉だった。とはいえ、そこで1度も使われることのなかったキャッシュカードを見せ、「スクープです」と誇示する姿勢に、番組制作上の安直さ、粗雑さが現われている。

4. 安易な募集サイト利用

本件放送は企画立案当初、会計検査院が公表した自治体の不正経理問題をテーマとしていた。それが自治体と業者が絡む裏金問題へと重心を移していったのは、インターネットの募集サイトに寄せられた情報がきっかけだった。

『バンキシヤ』はこれまで、何度も募集サイトを利用して出演者や取材協力者を探してきた。経費が安く、反応が早く、即応性がある、というのがその理由とされる。

県や県職員の裏金作りという重大犯罪を追及する報道番組で、手軽な募集サイトを利用することに疑問がないわけではない。幹部スタッフの一部にもそうした声があったというが、その疑問が呈される前に募集が行われた。

日本テレビの取材のガイドラインには、取材を行う場合、謝礼の授受や相手方からの便宜供与を認めないという趣旨のことが定められている。

だが、『バンキシャ』が募集サイトに掲載した募集要項の「謝礼」の欄には「取材内容により応相談」とある。制作スタッフのあいだでは、これは交通費や記念品を渡す程度の意味と解されていたというが、応募する側は、むしろ謝礼の支払いが行われると理解するのが普通ではないか。

岐阜県ケースの情報提供者は4年前、『バンキシャ』の別テーマの放送に出演し、東京への旅費の他に1万円の謝礼を支払われている。制作スタッフは今回の不祥事が起きてから調査し、そのことに気づいたという。今回の虚偽証言の動機がどうあれ、謝礼の可能性を示した募集サイトの利用自体に、安易な情報収集の姿勢が見られる。この安易さこそ、虚偽の情報を呼び込んでしまう隙であった。

しかし、募集サイトであれ、電話やメールや手紙によるものであれ、本来、視聴者からの情報は取材・調査の入口にすぎない。そこをきっかけに当事者や関係者を直接取材し、裏付けを取り、可能なかぎり確実な事実を描いていくのが制作スタッフの仕事であろう。出口は、真実と信じるに足る根拠に基づいた放送である。

本件放送、とりわけ岐阜県ケースは一見、制作スタッフがいろいろ取材・調査し、検討しているように見えるが、実際は入口情報の周辺をぐるぐる回っているだけで、ほとんど一步も、真実と信じるに足る根拠の収集とそれに基づく放送という出口へと向かわないものであった。

5. 不正経理と裏金私的流用の混同

本件放送は、京都府と愛知県の不正経理問題と、募集サイトに応募があった岐阜県と山口県の裏金問題の4件を一連のものとして取り上げている。しかし、前2件について、会計検査院が公表した検査結果である旨の説明がないため、あたかも全部が『バンキシャ』のスクープであるかのような、あまりフェアとは言えない構成になっている。

こうした意図的と思われる混同は、裏金という言葉の使い方にも現われている。

会計検査院は12道府県を検査した結果として、すべての自治体において、「預け」などの方法で国庫補助金の「不適正な会計処理」が行われていることを明らかにしたが、その「不適正」さのなかに「私的流用」があったことまでは指摘していなかった。

しかし、本件放送の中心であった岐阜県と山口県のケースでは、それぞれ証言した人物等が「県職員個人に車を買ったこともある」「裏金で大型テレビを買い、県職員の

自宅に届けた」と言っている。これが事実だとすれば横領や着服であり、京都府と愛知県の不正経理問題よりはるかに違法性の高い犯罪行為である。こうした4件がまとめて「裏金」というひと言で一括されているため、画面の印象はおどろおどろしいものになる。

以下に、京都府と愛知県での取材シーンを見ておく。

●京都府の場合

バンキシャ「現金がありますね。これ全部裏金？」

職員「現地で見つかったお金です」

バンキシャ「裏金ですね？」

職員「まあ不明というか、そういうのがありますが、いま調査中です」

●愛知県の場合

バンキシャ「いわゆる裏金で購入したんですかね？」

職員「裏金といえば裏金といわれても仕方ないかなと」

バンキシャ「裏金で買った？」

職員「裏金といわれれば、やむをえないかなと」

バンキシャ「これが裏金で買われたやつですか？ 裏金ですよね」

職員「裏金というか……」

このやりとりは、番組スタッフが相手から巧みに「裏金」という言葉を引き出すのではなく、無理やりその言葉を押しつけ、認めさせているように受け取れる。もう一度言うておけば、京都府と愛知県の不正経理は、会計検査院が指摘した事例であり、『バンキシャ』はそれを映像で見せただけで自力で掘り起こしたわけではない。この場面は、『バンキシャ』こそが正義を体現しているのだ、といわんばかりの尊大さを感じさせさえもする。

6. 映像と言葉の調達

放送界の不祥事は、しばしば現実や人間の複雑さを切り捨て、極端な単純化に走るところから生じてきた。これが高じれば、取材や撮影は、あらかじめ決めてある番組の趣旨やテーマや方向性に合った言葉・コメント・映像だけを調達し、組み合わせるだけになっていく。ここにはもはや取材者と被取材者のコミュニケーションがない。マス・コミュニケーションといいながら、最初から取材する側がその回路を閉ざしている。

上で引用した制作スタッフと県職員のあいだのやりとりには、その危うさがある。『バンキシャ』は岐阜県と山口県のケースを取り上げた際、告発情報を寄せた人物たちより先に、県庁を取材している。幹部スタッフに指示されて取材に赴いたCアシスタント・ディレクターやBディレクターは詳しい情報内容を知らないまま、撮影取材

を行った。

ここはいったい何を取材させたかったのか、したかったのか。県職員の困惑した顔、ばつの悪い顔、開き直った態度、それともいっせいに頭を下げて謝罪する姿……。そういうものを撮影することを期待したのか。あるいは、県側の反応なり反論なりを入れておけば、あとで、ちゃんとバランスを取っています、と言えるということだったろうか。どちらにしても事実の追求をさておいた、言葉と映像の調達にしかなっていない。

山口県庁を再取材したAディレクターは、県の不正経理検証チームのリーダーが取材に応じると承諾したのに、わざわざ外出中のサブリーダーがもどってくるのを待って、インタビューすることにしている。そうせよ、というのが電話で受けた幹部スタッフからの指示だった。

前回の撮影取材に応じたのは、サブリーダーの主査である。同じ人物でないと、あとのVTR編集で困ってしまう、というのがテレビ的発想なのだろう。本来ならリーダーの課長からの方が責任ある回答を引き出せるのに、である。これも、都合のよい映像と言葉の調達である。

7. 短い制作日数と2班体制

『バンキシャ』は1週間ずつの交代で、メイン班とサブ班が入れ替わる、という2班体制で制作されていた。テーマ設定も取材も編集も放送も、1週間単位を前提に組み立てられ、1週間では十分な取材ができないようなテーマでも、何とかその週のうちに放送することが求められていた。つまり、翌週にわたって継続取材はしない、という制作体制である。

その上、テーマの正式な確定は、水曜日夜に行われる全体会議においてだった。

翌木曜日から取材を始めても、放送前日の土曜日には終わらせなければならず、取材に当てることのできるのは3日間である。土日が休みの官公庁や企業を取材しようとするれば、2日間しかない。幹部スタッフ間で全体会議前に有力テーマを決め、先行して取材を始めたとしても、せいぜい4日間か5日間である。

このため、すでに見たように、岐阜県庁と山口県庁の取材は、告発証言の真偽も詳細もわからない段階で、あわただしく、強引に行われることになった。

『バンキシャ』は11月9日（日）の放送をプロ野球日本シリーズの中継と差し替えられたため、休止となった。それは、1週間で完結する制作体制のもとでは、裏金問題のテーマもなくなった、ということだった。このときのメイン班は次の週、サブ班にまわって、まったく別のテーマの取材支援をすることになった。

そして、次にメイン班になったときの全体会議で、11月23日（日）の放送日に向けて、あらためて裏金問題を取り上げることが決められた。制作スタッフはこの間

の継続取材がまったくなく、中断したままとなっていた取材を、待ったなしの日程で再開することになった。

しかもこの週は、厚労省元事務次官殺害事件の取材に人手を取られ、裏金問題の追加取材を行ったのはAディレクター1人だけである。この週の彼の動きは次のようなものだった。

19日（水）京都府庁で取材し、京都嵐山で人力車に乗る風景の撮影後、岐阜に移動。

20日（木）朝から午後3時ころまで、岐阜県庁で取材の申し込み交渉。Y市の土木事務所を撮影後、中津川市に向かい、夜8時から情報提供者に取材。

21日（金）山口県に移動し、山口県庁と情報を寄せた男性の元上司を取材。

22日（土）山口県から岐阜県に戻り、情報提供者の銀行ATMの残高照会を撮影。情報提供者と昼食後、東京へ。

Aディレクターは4日間で、京都、岐阜、山口と移動し、1人ですべての取材を行っている。これでは、告発情報の裏付け取材を行う時間的余裕など、あるはずもなかった。

制作日数が短いばかりではない。そもそも、告発報道は、それが真実であると裏付ける取材や調査に時間も手間もかかるものである。寄せられた情報や事実が真実であるか否かの究明をまず行い、放送にたえうる事実が集められて初めて、放送日を決定することができるはずである。しかし、『バンキシャ』の制作体制は、そこが倒錯していた。放送日に合わせて無理やり取材を間に合わせるという制作体制が、本件放送の取材が不十分となった根本的な原因を作り出している。

8. 責任体制を空洞化させる組織構造

まず現場に行く。行き詰まったらまた現場にもどり、自分の足で歩き、当事者と話し、資料を読み解き、そこからもう一度考え直してみる——事件や事故はもちろん、文化や歴史をテーマにするときでも、これこそ取材や調査の基本である。コンピュータとインターネットと携帯電話が当たり前となり、撮影・編集・放送機材が全面的に高度化した現代でも、人間がやることの基本にさほどの変化はない。

しかし、委員会で本件放送を審理していたあいだ、委員のあいだで繰り返し提起された疑問がある。それは、「取材の責任者は誰か。誰が責任を持って取材しているのか」という疑問である。

幹部スタッフはさまざまに現場スタッフに指示している。N統括ディレクターはディレクターやアシスタント・ディレクターにたびたび指示を出し、Mデスクも直接指示することがあった。L総合演出も幹部スタッフのあいだで取材のあれこれを提案しているが、それが現場に届いたり、届かなかったりしている。

しかし、このうちの誰も、現場には行っていないし、告発証言の当事者と会っていないどころか、電話でも話していない。

他方、現場に行ったディレクターやアシスタント・ディレクターは、今回の裏金問題を「幹部スタッフが取り上げると決めたからには、情報提供者の信用性はすでに判断されているのだろう」と思い込んだ。その情報が、たんに募集サイトへの書き込みだったにもかかわらず、である。また、取材で集めた資料等の信憑性は「幹部スタッフが判断すること」と決めてかかっていた。彼らは、告発情報の提供者が身元を明らかにしたくないと言っているということも聞かされていたので、最初からモザイクやボイスチェンジを前提とした撮影取材で臨んでいる。

ここには明らかに、幹部スタッフと取材現場スタッフとのあいだの情報交換とその共有、それをふまえた方針決定と任務分担の明確化の欠落があるのであり、番組制作体制の問題点が露呈している。たとえ職場で顔を合わせていても、その関係の内実はばらばらだったのである。幹部スタッフが指示し、現場スタッフはその指示に従って素材を集めてくるだけ、という機械的な分担の仕組みのせいである。もう少し言えば、本件番組制作に関しては、日本テレビ社員が頭脳で、制作会社からの派遣スタッフが手足という役割分担のせいであったかもしれない。

一見、これは効率的な役割分担に見えるだろう。しかし、すでに見たように、現場も当事者も知らない幹部スタッフが、彼らだけで行った種々の検討は、およそ見当外れの中身だった。

岐阜県ケースで問題となった裏金口座の届出住所の件は、虚偽を見破る最大のチャンスだった。しかし、情報提供者の驚きの表情を現場で見えない彼らは、その意味を取り違えてしまった。現場を自分で歩き、自分の目で見ること、当事者の口調、表情、物腰、ときには沈黙の意味まで全身で読み取ること、そういう緊張もすれば充実感もある取材なしに情報の真偽を見極めることはむずかしい。

他方、すべての判断を幹部スタッフに任せ、指示されたことしかしない現場スタッフがいる。山口県ケースでは、裏金を私的に流用したとされる人物の名前や所属部署はおろか、その輪郭すら聞き出していない。

取材や調査や制作の実際は、体で覚えるしかないとも、OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）がいちばんだとも言われる。だが、このような取材で本当に取材の感覚やコツがつかめるのか。自分の足で立ち、責任を持って報道に当たる記者や制作スタッフが育つのだろうか。

幹部スタッフも現場スタッフも切り離されたまま、それぞれが空洞化している。これを一人ひとりの自覚の問題などと考えるはいけない。そうした仕事の仕方を生み出している組織構造上の問題なのである。

9. 本件訂正放送の曖昧さ

放送法は訂正放送について、次のように言う。

第4条〔訂正放送等〕

1 放送事業者が真実でない事項の放送をしたという理由によって、その放送により権利の侵害を受けた本人又はその直接関係人から、放送のあった日から3箇月以内に請求があったときは、放送事業者は、遅滞なくその放送をした事項が真実でないかどうかを調査して、その真実でないことが判明したときは、判明した日から2日以内に、その放送をした放送設備と同等の放送設備により、相当の方法で、訂正又は取消しの放送をしなければならない。

2 放送事業者がその放送について真実でない事項を発見したときも、前項と同様とする。

第1項は、放送により権利の侵害を受けた本人又は直接の関係人から請求がある場合の定めであり、この規定に違反する場合には、制作者および放送局に50万円以下の罰金がありうる（放送法56条1項、57条）。

第2項は、みずから真実でない事項を発見したときに、自主的に訂正放送を行うものである。

*

つまり、訂正放送は、放送局が真実でない放送をしてしまったときの社会的影響が大きいことに照らし、当該の局が自分の責任においてすみやかに、どこを、どう間違えたのかを明らかにし、訂正なり取消しをすることによって、放送に対する視聴者の信頼を回復するためのものである。

ところが、本件訂正放送は、情報提供者が証言を翻したとか、送金記録の改ざんをし、関係のない口座を裏金口座だといって話したとか、またその人物が別件で逮捕・起訴されたり告訴されたりしたと、その悪質性を言うばかりで、誤った箇所の明示もなければ、どこをどう訂正し、取り消すのかの言及もない。早い話、番組キャスターが得々として見せたあのキャッシュカードは、いったい何だったのか。あれは訂正なり、取り消しがなされたのだろうか。

受け取りようによっては、本件訂正放送は、『バンキシャ』と制作スタッフは情報提供者の虚偽の証言によって迷惑を被った被害者だったのだ、と釈明しているようにも見える内容だった。果たしてこれは、明らかに事実と異なる放送をし、その結果、放送が意図しなかったこととはいえ犯罪行為に使われ、県の業務妨害という結果をもたらしたという重大な放送倫理違反を修復する方法として十分だったろうか。

訂正放送のあり方として、具体的に、十分に検討されるべきである。

VII 結論 ―― 勧告

委員会は、本件放送が社会的影響の大きい告発証言を扱っていたにもかかわらず、岐阜県および山口県のケースの双方について裏付けとなる取材が十分に行われず、放送時点において、真実であると信じるに足る相応の根拠を欠いたまま放送されたことに鑑み、その放送倫理違反の程度は重いと考える。裏付け取材が十分にされていれば、虚偽の告発情報がそのまま放送される事態とはならず、そのような意図はなかったにしても、番組が犯罪行為の手段とされ、県の業務妨害の結果を引き起こすことにはならなかったことは明らかである。

したがって、委員会は、日本テレビに対し、以下のとおり勧告する。

1. 検証番組の制作

放送で失ったものは、放送で取り返す、というのが放送に携わる者の原則である。それが放送人の気概であり、矜持でもある。BPO放送倫理検証委員会の委員すべてが、そうであってほしい、と願っている。

本件放送の企画段階から放送に至るまでの経緯をみずから検証し、そこから得られる教訓を明らかにするとともに、今後の再発を防ぐための具体策を盛り込んだ検証番組を制作し、本件放送を放送した系列ネットワークと同等の規模において全国放送すべきである。

すでに指摘したとおり、本件放送の制作過程には個々の制作スタッフの技量の問題等もさることながら、組織構造上の問題点が少なからず露呈していた。さらにそこには、番組制作上のチームが真の意味でのチームとして機能していなかったという、より根底的な問題がある。そもそも『バンキシャ』の制作体制で、このような告発情報について、十分な裏取りをして報道することが可能だったのだろうか。この情報は、それを扱う体制を持つ他の部局に委ねられるべきだったのではないか。検証番組制作に際しては、とくにそうした問題について配慮する必要がある。

なお、検証番組の制作に際しては、日本テレビ関係部局と『バンキシャ』制作スタッフのあいだで闊達な議論を行い、そこからたんなるマニュアルではない、日々の仕事に活かせるような実践的な倫理を引き出すことを、委員会は期待する。

2. 日本テレビの検証結果の公表

視聴者に対する説明責任を果たし、番組の信頼を回復するために、これまで日本テレビが行ってきた検証の結果を報告書にまとめ、ホームページ等で広く公表すべきである。

3. 訂正放送のあり方の検討

本件訂正放送は、虚偽の事実を放送し視聴者に与えた誤解を解くものとしては、事実と反した部分の明示や、それをどのように訂正しあるいは取り消すのかを明確に示すという点で、十分なものではなかった。放送法による訂正放送は、いわゆるお詫び放送とは異なる意味を持つものである。それにふさわしい内容と形式について、再検討するべきである。

VIII おわりに

委員会ではしばしば、いったいわれわれは何をやっているのだろうか、という話題が出る。放送倫理と番組の向上に資するための第三者機関の役割とは何なのか、という問題である。委員一人ひとりが自問と自答を繰り返してもいる。

これまで2年余の活動をつづけてきて言えることは、放送局の不祥事や放送倫理違反が問題になるとき、そこには必ず組織構造上の問題がある、ということである。制作者個人の資質や技量に相違があることは、人間のやることである以上当たり前のことであり、むしろ問題はそうした個々人のヒューマン・エラーを誘発するような職場環境、無理な日程や人員配置、連絡・責任体制の不備等にある。

私たちはこれまでさまざまな不祥事を検証し、意見や見解を公表してきたが、起きたことの詳細を調査するだけでなく、そうした組織構造上の問題を見る視点を忘れないよう自戒してきた。これがおそらくは、個々の番組制作者の過誤や判断ミスを強調する見方とも、中身もわからないうちに結果だけを見て、あれこれいう見方とも違う意見や見解となって現われているだろう、と私たちは自負している。

しかし、このことは、私たちの眼力のよさを意味しない。実際、そんなことは全然ない。私たちが組織構造上の問題にこだわりつづける理由は、現在の放送局の仕組みを作り、番組を作り、放送しているのは、いま放送界で働いている放送人だからである。社員であれ、制作会社のスタッフであれ、その組織の構造のありようは、必ずその働き方と番組に反映されるはずである。

委員会は意見や見解を発表することで、いわば観客席から、チーム全体にエールを送ったり、プレーヤー一人ひとりの品定めしたり、采配ミスや失策を嘆いたりしているようなものである。ただ私たちは同じファンでも、ファンとしてのプロでありたいとは思っている。

ところが、今回、『バンキシャ』関係者のヒアリングのなかで、BPOや放送倫理検証委員会のことを聞いたことがない、これまでの報告書や意見書も読んだこともない、という話がときどき出てきて、私たちはいささか悲しくなった。とくに若い制作スタッフがそうであった。プロのファンがいなければ、プロのプレーヤーは育たない、と

言われるが、どうやら私たちはまだプロのファンとして認知されていないらしい。

あるいは、昨今のきびしい経済環境のもと、彼ら若い制作者たちは目先の仕事にあわただしく追われるばかりで、他の放送局や番組で起きた不祥事や放送倫理の問題についてまで、立ち止まって考える時間と気持ちの余裕がないのかもしれない。それではプロのプレーヤーになれないよ、とプロのファンでありたいと願う私たちとしては、彼らの肩を叩き、ひと言、言っておくべきだろうか。

『バンキシャ』は人気番組のひとつである。しかし、本来、緊密なチームワークで動いていたはずの放送が、ばらばらの体制で行われていたことが明らかになった。ここにいったん虚偽の、それもかなり意図的な虚偽の情報が入ってきたとき、誰も見抜くことができなかった。素地にあったひび割れは、あっという間に深刻な事態へと広がっていった。

ヒアリングのなかで、幹部スタッフの一人は「番組制作のなかでいっしょに喜びも苦労も分かち合ってきた仲間だからこそ、すべての責任は自分にある」と語った。そこに私たちは、制作スタッフに絶対欠かせないチームワーク再生へと向けた覚悟を読み取りたいと思う。次は、チームオーナーやフロント陣が環境を整え、プレーヤー一人ひとりが奮起する番である。

委員会の調査内容

1. 特別調査チームの設置・構成と調査の手続・方法

(1) 特別調査チームの設置・構成

特別調査チームについて、放送倫理検証委員会運営規則（委員会規則）は、次のように定めている。

第7条 委員会は、事案に応じて、特別調査チームを設置して、対象番組について、集中的・機動的な調査を行わせることができる。

2 特別調査チームは、委員会の審理に必要な事実関係の調査を行い、調査結果を速やかに報告する。

3 委員会は、特別調査チームの編成などについてアドバイスを受けるために、予め調査顧問を任命することができる。

委員会は、委員会規則に従い、調査顧問である高野利雄弁護士にアドバイスを受け、同顧問のほか政木道夫弁護士と大森一志弁護士の2人に、委員会の審理に必要な事実関係の調査を委嘱し、委員会の委員2人とともに、5人の構成で特別調査チームを設置した。

委員2人を除く3人のメンバーが、事実経過を調査した調査報告書をまとめる役割を担った。委員2人は、委員会と特別調査チームの連携を取り、特別調査チームの調査の進捗状況を委員会に報告し、それを受けて出された委員の意見を特別調査チームにフィードバックすることで、委員会と特別調査チームの活動が一体的なものとなるようオブザーバーとして活動した。

そして、委員会の調査役2人が、日本テレビ等のヒアリングの連絡や調査の補佐を行った。

(2) 調査の手続・方法

特別調査チームの調査は委員会の調査の一環であるため、その調査手続・方法は、委員会規則に従った。

第6条 委員会は、対象番組の審理（または審理を行うことの決定）のため必要な調査を行う。

2 委員会は、対象番組を制作・放送した放送事業者（以下「当該放送事業者」という）および関係者に対し、調査・報告および放送済みテープ等関連資料の提出を求めることができる。

3 委員会は、当該放送事業者および関係者から事情聴取（ヒアリング）を行うことができる。

4 委員会は、必要に応じて、専門知識を有する者から意見を聴くことができる。

2. 委員会の調査内容

委員会の調査は、特別調査チームが中心になって行われたが、6月3日に特別調査チームから調査報告書の提出を受けた後、委員会で補足の調査も実施した。これらの調査の内容は以下のとおりである。

(1) 関連資料の収集

日本テレビに対し、関連資料の提供を求め、次の資料の提出を受けた。

- ・放送済みテープ（本件放送・本件訂正放送）
- ・取材・制作上のガイドライン
- ・日本テレビの組織図
- ・本件放送を担当した制作者のリスト（プロフィールを含む）
- ・本件放送の企画段階のプレゼンテーション資料
- ・本件放送および本件訂正放送の台本
- ・本件訂正放送後に放送された本件に関するニュースの台本（『バンキシャ』以外の2番組を含む）
- ・記者会見資料および番組審議会に提出された報告書
- ・取材VTRリスト（収録日、タイトル、概要、収録尺が記載されているもの。未編集の取材テープの提出は求めている）
- ・本件放送で紹介された取材資料の写し（裏金口座のATMカード、ネットバンクの入出金記録、裏金口座の取引明細票）
- ・インターネット募集サイトへの依頼書
- ・報道局の研修会・勉強会のリスト

その他、日本テレビの系列局から、委員会あてに、地元局の対応に関する報告と放送した番組のDVDが提出された。

(2) 関係者からの事情聴取（ヒアリング）

これまでと同様に、調査が一方的にならないように、現場の制作者からのヒアリングを重視し、本件放送および本件訂正放送に関わった『バンキシャ』のスタッフにヒアリングを行った。事実関係の調査のために、取材対象者である岐阜県や山口県の職員からも事情を聴いた。実施したヒアリング対象者は20人で、ヒアリング時間は合計40時間を超えた。ヒアリングの内容は、逐次記録として文書化し、委員会および特別調査チームの資料とした。

①日本テレビの関係者（チーフプロデューサーからアシスタント・ディレクター

まで番組制作スタッフおよび危機管理アドバイザー)

合計約 3 3 時間

②その他、取材協力者募集サイト会社のほか、岐阜県庁、山口県庁、系列局などの関係者

合計約 9 時間半

(3) 情報提供者の裁判の傍聴

情報提供者が虚偽の情報提供を行った動機については、本件放送の取材に関する重要な事実であることから、その解明ができれば本件放送の検証に、より役立つのではないかと思われた。そこで、弁護人を通じてヒアリングの申し入れを行ったが、本人の同意が得られなかった。刑事事件の裁判中でもあったことから、ヒアリングは断念することにした。代わりに、2回にわたる裁判の公判廷の傍聴や新聞報道の確認等により、できる限り情報提供者の動機を理解するよう努めた。

なお、7月9日の公判廷で、検察官の質問と情報提供者の供述により明らかにされた動機の骨子は、次のようなものだった。

「以前、日本テレビの番組に出演したときに旅費を含め5～6万円もらった。今回は旅費はもらえないと思ったが、前回の半分くらいの3～4万円はもらえるのではないかと思った」。

